

令和7年4月 積算基準及び標準歩掛(計画・調査編) 新旧対照表

頁	項目	現行(旧)	改定(新)																																		
1-1-3	第1編 測量業務 第1章 測量業務積算基準 第1節 測量業務積算基準 1-4 測量業務費の積算方式 1-4-1 測量業務費	1-4 測量業務費の積算方式 1-4-1 測量業務費 測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。 測量業務費＝(測量作業費)＋(測量調査費)＋(消費税相当額) ＝{(測量作業費)＋(測量調査費)}×{1＋(消費税率)} 1. 測量作業費 測量作業費＝(直接測量費)＋(間接測量費)＋(一般管理費等) ＝(直接測量費)＋(諸経費) ＝{(直接測量費)－(成果検定費)}×{1＋(諸経费率)}＋(成果検定費) 2. 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費(成果検定費を除く)毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費(成果検定費を除く)に乗じて得た額とする。 3. 測量調査費〔計上する必要が生じた場合は、検査指導課に協議する事とする〕 測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。 「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。 なお、測量調査についての運用は別表第2による。 別表第1 (1) 諸経费率標準値 <table><tr><th>直接測量費 (成果検定費を除く)</th><th>50万円以下</th><th colspan="2">50万円を超え1億円以下</th><th>1億円を超えるもの</th></tr><tr><th rowspan="2">適用区分等</th><th rowspan="2">下記の率とする</th><th colspan="2">(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</th><th rowspan="2">下記の率とする</th></tr><tr><th>A</th><th>b</th></tr><tr><td>率又は変数値</td><td>91.2%</td><td>371.23</td><td>－0.107</td><td>51.7%</td></tr></table> (2) 算出式 $z = A \times X^b$ ただし、z：諸経费率(単位：％) X：直接測量費(単位：円)〔成果検定費を除く。〕 A、b：変数値 (注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。	直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	率又は変数値	91.2%	371.23	－0.107	51.7%	1-4 測量業務費の積算方式 1-4-1 測量業務費 測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。 測量業務費＝(測量作業費)＋(測量調査費)＋(消費税相当額) ＝{(測量作業費)＋(測量調査費)}×{1＋(消費税率)} 1. 測量作業費 測量作業費＝(直接測量費)＋(間接測量費)＋(一般管理費等) ＝(直接測量費)＋(諸経費) ＝{(直接測量費)－(成果検定費)}×{1＋(諸経费率)}＋(成果検定費) 2. 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費(成果検定費を除く)毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費(成果検定費を除く)に乗じて得た額とする。 3. 測量調査費〔計上する必要が生じた場合は、検査指導課に協議する事とする〕 測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。 「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。 なお、測量調査についての運用は別表第2による。 別表第1 (1) 諸経费率標準値 <table><tr><th>直接測量費 (成果検定費を除く)</th><th>50万円以下</th><th colspan="2">50万円を超え1億円以下</th><th>1億円を超えるもの</th></tr><tr><th rowspan="2">適用区分等</th><th rowspan="2">下記の率とする</th><th colspan="2">(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</th><th rowspan="2">下記の率とする</th></tr><tr><th>A</th><th>b</th></tr><tr><td>率又は変数値</td><td>95.8%</td><td>288.50</td><td>－0.084</td><td>61.4%</td></tr></table> (2) 算出式 $z = A \times X^b$ ただし、z：諸経费率(単位：％) X：直接測量費(単位：円)〔成果検定費を除く。〕 A、b：変数値 (注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。	直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	率又は変数値	95.8%	288.50	－0.084	61.4%
		直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																															
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																	
		A	b																																		
率又は変数値	91.2%	371.23	－0.107	51.7%																																	
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																	
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																	
		A	b																																		
率又は変数値	95.8%	288.50	－0.084	61.4%																																	
		1-1-3	1-1-3																																		